

## 1 事業名

所沢市建築・開発関係手数料条例の一部改正

## 2 事業の概要

都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令及び建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準の一部改正に伴い、所要の改正を行うものである。

### 【改正概要】

住戸単位の認定から住棟単位への変更に伴う徴収方法の変更

## 3 他自治体の類似する政策等

法令の改正に伴うものであり、他の自治体においても同様の条例改正を予定している。

## 4 市民参加の実施の有無とその内容

なし

## 5 関係法令、基本計画との整合性

都市の低炭素化の促進に関する法律、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律

## 6 事業費及びその財源等

なし

## 7 その他

添付資料

- ・新旧対照表
- ・所沢市建築・開発関係手数料条例の一部改正に関する概要資料

議案第 87 号 所沢市建築・開発関係手数料条例の一部を改正する条例

別表第 7 (第 2 条関係)

都市の低炭素化の促進に関する法律関係手数料

項	区分	金額
1	都市の低炭素化の促進に関する法律 (以下この表において「法」という。) 第 53 条第 1 項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査 (2 の項に規定する審査を除く。)	次に掲げる額を合算して得た金額 (1) 低炭素建築物新築等計画が法第 54 条第 1 項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類又はこれに類する書類として市長が別に定めるものが提出された場合 ア 略 イ 住宅用途を含む建築物の住戸部分申請に係る一の建築物の住戸数 (以下この表において「住戸数」という。) (2) の項に規定する審査を除く。) (ア)~(キ) 略 ウ 住宅用途を含む建築物 (住戸部分を除く。) 及び非住宅建築物 次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額 (ア)~(キ) 略 (2) (1) 以外の場合 ア 略 イ 住宅用途を含む建築物の住戸部分次に掲げる住戸数の区分に応じ、そ

別表第 7 (第 2 条関係)

都市の低炭素化の促進に関する法律関係手数料

項	区分	金額
1	都市の低炭素化の促進に関する法律 (以下この表において「法」という。) 第 53 条第 1 項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査 (2 の項に規定する審査を除く。)	次に掲げる額を合算して得た金額 (1) 低炭素建築物新築等計画が法第 54 条第 1 項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類又はこれに類する書類として市長が別に定めるものが提出された場合 ア 略 イ 住宅用途を含む建築物の住戸部分申請に係る一の建築物の住戸のうち同時に申請された住戸の数 (以下この表において「申請住戸数」という。) (ア)~(キ) 略 ウ 住宅用途を含む建築物 (住戸部分を除く。) 及び非住宅建築物 次に掲げる床面積 (住宅用途を含む建築物にあっては、市長が別に定める算定方法で算定したものをいう。) の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額 (ア)~(キ) 略 (2) (1) 以外の場合 ア 略 イ 住宅用途を含む建築物の住戸部分次に掲げる申請住戸数の区分に応

		れぞれ次に定める額 ウ 共同住宅の共用部分 次に掲げる床 面積の合計の区分に応じ、それぞれ に定める額 (ア)～(キ) 略 エ・オ 略
略		

		じ、それぞれ次に定める額 ウ 共同住宅（市長が別に定める算定方 法により設計一次エネルギー消費量を 算定した共同住宅を除く。）の共用部 分 次に掲げる床面積の合計の区分に 応じ、それぞれ次に定める額 (ア)～(キ) 略 エ・オ 略
略		

# 所沢市建築・開発関係手数料条例の一部改正に関する概要資料

(低炭素建築物新築等計画の認定申請の審査手数料の徴収方法の変更の概要)

## 1. 条例改正事項

**別表第7** 都市の低炭素化の促進に関する法律関係（令和4年10月1日施行）

○「都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則」等の一部改正により、住戸単位の認定が廃止されたことに伴う徴収方法の変更

## 2. 法改正の概要

共同住宅等における低炭素建築物の評価方法（一次エネルギー消費量基準）の変更

評価方法の変更に伴い、共同住宅等の低炭素認定申請が住棟単位のみに変更

### 改正前

一次エネルギー消費量基準 算定方法の種類

- ① 申請住戸
- ② 住棟評価（全住戸の合計）
- ③ 住棟評価（全住戸の合計＋共用部）

イメージ図  …評価部分

①申請住戸（各々で評価）

共用 部分	301	302	303
	201	202	203
	101	102	103

②住棟評価（全住戸の合計）

共用 部分	301	302	303
	201	202	203
	101	102	103

③住棟評価（全体で評価）

共用 部分	301	302	303
	201	202	203
	101	102	103



### 改正後

一次エネルギー消費量基準 算定方法の種類

住棟評価（全住戸の合計＋共用部）

※1種類のみとなった。

イメージ図  …評価部分

住棟評価（全体で評価）

共用 部分	301	302	303
	201	202	203
	101	102	103